

## 袖ヶ浦市都市公園における臨時的な営業に関する運用規程

### (趣旨)

第1条 この運用規程は、袖ヶ浦市の都市公園（以下「公園」という。）内において、公園利用者の利便性を向上させ、公園の利用促進・魅力向上を図ることを目的に、飲食物又は物品販売の臨時的な営業を許可することに関し必要な事項を定めるものとする。なお、この規程は袖ヶ浦市が主催、共催または後援するイベント等に伴う営業活動については対象としない。

### (対象公園)

第2条 販売を許可する公園は、袖ヶ浦駅前北口広場とし、公園管理上支障がない場所とする。

### (営業可能期間)

第3条 営業可能期間は、1月4日から12月28日までの期間とする。ただし、当該公園内でイベント等の予定がある場合を除く。

### (営業可能時間)

第4条 営業可能時間は、原則として午前9時から午後7時までとする。（準備及び撤収に係る時間も含む。）

### (営業可能品目)

第5条 営業可能品目は、飲食物又は物品の販売とし、飲食物については、公園利用者の便益に寄与し、食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲のものとする。ただし、酒類の販売については原則認めないこととする。また、物品については、商品の内容、種類が公園内での販売として適正なものであり、かつ、販売価格が市場価格と比較して適正なものであることとする。

### (申請要件)

第6条 申請要件は次の各号のとおりとする。

- (1) 屋外営業に関する公的機関の発行する営業許可証を有する個人、法人又は任意団体（飲食物の販売時のみ）
- (2) 営業日までに消防署に「露店等の開設届」を行う者（調理に火気器具等を使用する場合に限る）
- (3) 保健所の指導に従い適切な衛生管理ができる者  
(使用料等)

第7条 事業者は、袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例第10条に基づき、使用料金を納入すること。

2 既納の使用料は原則還付しない。これについては、袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例第12条によるものとする。

### (許可条件等)

第8条 許可条件等は次の各号のとおりとする。

- (1) 営業決定後、営業する権利を他人に譲渡又は委託しないこと。
- (2) 販売品目を変更する場合は、事前に申請すること。
- (3) 雨天等により出店を中止する場合は、事前に連絡すること。
- (4) 許可日以外に公園内に荷物等を放置しないこと。
- (5) 火器を使用する場合には、消火器等を準備し、防火対策を行うこと。
- (6) 営業時には、必ず店頭に許可証を掲示すること。

- (7) 公園内の水道は使用することなく、事業者にて事前に準備したものを用いること。また、電力が必要な場合は、発電機などを準備すること。
- (8) 出店者は、必ずゴミ箱を店舗の直近に見やすく設置し、適正に処理すること。また、店舗及び周辺を常に清潔に保ち、公園利用者や近隣住民が快適に過ごせるよう努めること。
- (9) 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- (10) 公園近隣の生活環境に影響を及ぼすおそれのある騒音、振動、悪臭等を伴わないこと。
- (11) 排水、汁物や油類は回収し、必ず持ち帰ること。
- (12) 公園施設を汚損させないように留意し、終了後は、現状復旧すること。
- (13) 公園内への車両の乗り入れは軽自動車のみとし、必要最低限とする。また、駐車箇所ではタイヤ下での荷重を分散するために養生（コンパネ、厚さ12mm程度）すること。※キッチンカーを含む
- (14) 出店に起因する事故や苦情は、出店者の責任において解決すること。
- (15) 災害、疫病の流行等により、許可を取り消す場合がある。
- (16) 他の出店希望者の出店の妨げとなる行為を行った場合は、使用許可を取り消し、次回以降の許可はしないこととする。
- (17) 営業中に当条件を満たさない等により許可を取り消すことがある。その取り消しにより出店者に損害が生じてても、市は一切補償しない。また、出店者は市に対し一切補償の請求は行わないこととする。
- (18) その他不明な点については、都市整備課と協議すること。

(申請方法等)

第9条 申請は、公園内行為許可申請書（袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則様式第1号）の提出によるものとし、次に掲げるものを添付すること。

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（販売品目に応じた営業許可証が必要）（飲食物の販売時のみ）
- (2) 食品衛生責任者またはそれに代わる資格証の写し（飲食物の販売時のみ）
- (3) 消防署へ提出した届け出の副本の写し（調理に火気器具等を使用する場合のみ、許可決定後の提出）
- (4) 出店レイアウト図（任意様式）※使用する総面積が算出できるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請受付は、原則営業予定日の3週間前までとする。なお、許可までに時間を要するため、余裕を持って申請すること。

附 則

(施行期日)

この運用規程は、令和5年12月22日から施行する。